

つがる西北五広域連合職員の青森県市町村職員退職手当
組合退職手当条例第6条の4の規定に基づく退職手当の
調整額に関する規則第5条の規定に基づく職員の区分を
定める規則

平成24年 3 月30日
規 則 第 9 号

(目的)

第1条 この規則は、青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例第6条の4の規定に基づく退職手当の調整額に関する規則（平成18年青森県市町村職員退職手当組合規則第4号）第5条の規定に基づき、つがる西北五広域連合職員の職員の区分を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 つがる西北五広域連合を退職した者は、その者の青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和46年青森県市町村職員退職手当組合条例第1号）第5条の2第2項に規定する基礎在職期間（以下「基礎在職期間」という。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規 則（平成30年規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規 則（令和 2 年規則第2号）

この規則は、令和 2 年4月1日から施行する。

規 則（令和 7 年規則第5号）

この規則は、令和 7 年4月1日から施行する。

別表

職員区分	対象となる職員
第2号区分	(1) つがる西北五広域連合病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成24年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第18号。以下「条例施行規程」という。）別表第1に掲げる行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）の職務の級の7級の職にあった者 (2) 条例施行規程別表第1に掲げる医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の職務の級4級の職にあった者 (3) つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条の規定により五所川原市職員の給与に関する条例（平成17年五所川原市条例第44号。以下「五所川原市給与条例」という。）別表第1に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であった者
第3号区分	(1) 行政職給料表（一）の職務の級6級の職にあった者 (2) 医療職給料表（一）の職務の級3級の職にあった者 (3) 条例施行規程別表第1に掲げる医療職給料表（二）（以下「医療職給料表（二）」という。）の職務の級6級の職にあった者 (4) 条例施行規程別表第1に掲げる医療職給料表（三）（以下「医療職給料表（三）」という。）の職務の級6級の職にあった者 (5) 給与条例第2条の規定により五所川原市給与条例別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であった者
第4号区分	(1) 行政職給料表（一）の職務の級5級の職にあった者 (2) 医療職給料表（一）の職務の級2級の職にあった者のうち科長であったもの (3) 医療職給料表（二）の職務の級5級の職にあった者のうち、リハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長、栄養管理局长、副薬剤局长、副リハビリテーション局長、副診療画像情報局長、副臨床検査局長若しくは副栄養管理局长又は薬剤部長、副薬剤部長、技士長、技師長、副技師長、主幹薬剤師、主幹診療放射線技師、主幹臨床検査技師、主幹理学療法士若しくは主幹作業療法士であったもの (4) 医療職給料表（三）の職務の級5級の職にあった者のうち、医療安全管理局长、感染管理局长、副医療安全管理局长若しくは副感染管理局长又は看護部長、副看護部長、看護師長、保健師長若しくは看護主幹であったもの (5) 給与条例第2条の規定により五所川原市給与条例別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の

	級が 5 級であった者
第 5 号区分	(1) 行政職給料表(一)の職務の級 4 級の職にあった者 (2) 医療職給料表(一)の職務の級 2 級の職にあった者のうち、科長以外であったもの (3) 医療職給料表(二)の職務の級 4 級の職にあった者のうち、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任臨床工学技士、主任歯科衛生士若しくは主任歯科技工士であったもの又は 5 級の職にあった者(第 4 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。) (4) 医療職給料表(三)の職務の級 5 級の職にあった者(第 4 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。) (5) 給与条例第 2 条の規定により五所川原市給与条例別表第 1 に掲げる行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であった者
第 6 号区分	(1) 行政職給料表(一)の職務の級 3 級の職にあった者 (2) 医療職給料表(一)の職務の級 1 級の職にあった者 (3) 医療職給料表(二)の職務の級 3 級の職にあった者又は 4 級の職にあった者(第 5 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。) (4) 医療職給料表(三)の職務の級 3 級又は 4 級の職にあった者 (5) 条例施行規程別表第 1 に掲げる行政職給料表(二)の職務の級 4 級又は 5 級の職にあった者 (6) 給与条例第 2 条の規定により五所川原市給与条例別表第 1 に掲げる行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であった者
第 7 号区分	第 2 号区分から第 6 号区分までのいずれにも属しないこととなる者

一部改正〔平成 26 年 2 号・30 年 1 号・令和 2 年 2 号・7 年 5 号〕